

意見書案第6号

建設業従事者のアスベスト被害者の早期救済・  
解決を図る事等を求める意見書の提出について

上記の議案を宗像市議会会議規則第14条第1項の規定により、次の  
とおり提出する。

平成27年6月30日

宗像市議会議長 吉田 益美 様

提出者 宗像市議会議員 植木 隆信  
賛成者 宗像市議会議員 末吉 孝  
賛成者 宗像市議会議員 小島 輝枝

提案理由

建設アスベスト被害者と遺族が生活できる救済の実施とアスベスト被害  
の拡大を根絶する対策を直ちに講じるよう、関係各機関に強く求めるため、  
意見書を提出するもの。

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、国土交通大臣、厚生労働大臣、  
環境大臣

建設業従事者のアスベスト被害者の早期  
救済・解決を図る事等を求める意見書（案）

記

アスベストを大量に使用したことによるアスベスト（石綿）被害は多くの建設従事者、国民に広がっています。現在でも、建物の改修、解体に伴うアスベストの飛散は起こり、建設従事者や住民に被害が広がる現在進行形の公害です。東日本大震災で発生した大量のガレキ処理についても被害の拡大が心配されています。

欧米諸国が製造業の従事者に多くの被害者が出ているのに比べ、日本では、建設業就業者に最大の被害者が生まれていることが特徴です。それはアスベストのほとんどが建設資材など建設現場で使用され、そして国が、建築基準法などで不燃化、耐火工法として、アスベストの使用を進めたことに大きな原因があります。

とくに建設業は重層下請け構造や多くの現場に従事することから、労災に認定されることにも多くの困難が伴い、多くの製造業で支給されている企業独自の上乗せ補償ありません。国は石綿被害者救済法を成立させましたが、極めて不十分なもので、成立後一貫して抜本改正が求められています。

現在、建設業に従事していたアスベスト被害者たちの6つの裁判が係争中になっています。国とアスベスト建材製造企業に補償とアスベスト対策の抜本改正を求めて裁判を闘っています。九州におきましても、48名の原告が福岡地方裁判所に提訴し係争中です。2012年12月5日の東京地裁の判決では、建設アスベストの裁判としては初めて国の責任を認めた判決が言い渡されました。

建設アスベスト被害者と遺族が生活できる救済の実施とアスベスト被害の拡大を根絶する対策を直ちにとり、アスベスト問題の早期の解決が急務となっていることに鑑みて意見書を提出します。

- 1 建設アスベスト被害者と遺族が生活できる救済策を策定してください。
- 2 アスベスト被害の拡大を根絶する根本的、総合的な政策を早急に策定し、アスベスト問題の早期解決に取り組んでください。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成27年 月 日

福岡県宗像市議会議長 吉田 益美